

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第三号

鳥取縣協同農業普及事業條例を次のように定める。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣協同農業普及事業條例

第一條 農業改良助長に基く鳥取縣協同農業普及事業はこの條例の定めるところにより実施する。

第二條 協同農業普及事業に要する経費を支出する場合には法律で定められた制限に従わなければならない。

第三條 協同農業普及事業に関する重要事項を調査審議するためには協同農業普及委員会(以下縣委員会とす)を設け、これを協同農業普及委員会(以下地区委員会とす)とする。地区委員会は(以下地区委員会とす)を設け、これを協同農業普及委員会(以下地区委員会とす)とする。

置く

第四條 縣委員会の機構及び任務を次の通り定める。

一、縣委員会は会長及び委員九名を以てこれを組織する。

二、会長は知事を以てこれに充てる。但し会長は縣委員会において議決権を有しないものとする。

三、委員九名の中六名は知事の定める資格を有する者の中から地区委員会の委員により選出された者(以下農民委員という)について知事が任命し一名は農業教育者、他の二名は農業に関係ある学識経験者の中から夫々知事がこれを任命する。

四、右の被選挙資格は農民であつて地区農業委員たるものと否とを問わぬ。

五、農民委員は縣下各郡を一選挙区とし各選挙区毎に一名宛選出するものとする。この場合鳥取市は岩美

昭和二十四年一月二十五日 火曜日
第九百七十九号

本報ノ大キサハ國定規格A列

00676

5800

鳥取縣公報 昭和二十四年一月二十五日 第九百七十九号

00677

郡に米子市は西伯郡に夫々編入するものとする。

六、委員は一年毎に定数の三分の一が選任されその任期は三年とし再任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。但し委員会創立当時の委員の任期は三分の一が一年三分の一が二年残り三分の一が三年とし抽せんによつてこれを決定する。

七、委員は委員会に出席するための旅費は支給される。八、縣委員会は協同農業普及事業に關する重要計画並びに予算及びその施行について調査審議する。

九、縣委員会は専門技術員及びその他必要なる技術職員並びに地区委員会が選考した改良普及員の任命異動及び解任について知事の諮問を受けその可否を答申する。

十、縣委員会は知事の定める地区の区分及び各地区内に於ける改良普及員の数につき知事の諮問を受けその可否を答申する。

十一、縣委員会は知事又は地区農業委員会に対し協同普及事業に關する政策的重

を与える。

第五條 地区委員会の機構及び任務は次の通りとする。
一、一地区の委員の数は十八名以内とし委員は地区内各市町村から一名宛推薦した者につき知事が任命する。但し知事は市町村の農家戸数、耕地面積その他農業事情により必要と認めるときは縣委員会に諮問の上委員数を増加することができる。

二、右の委員は市町村長が市町村議会の承認を得て知事の定める資格を有する農民の中から推薦するものとする。

三、委員の任期は一年とし再任を妨げない補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

四、地区委員会は知事の提供する改良普及員の有資格者名簿の中から当該地区に勤務する改良普及員を選考しその技術員の勤務する事務所を決定する。

五、地区委員会は地区内農民の農業に關する重要な問題について改良普及員に対し助言しその他農業普及事業に關する重要事項について縣委員

00678

25000

意見を具申する。

第六條 前二條の知事の定める資格を有する農民とは一反歩以上の農地について耕作の業務を営む者で年齢二十才以上の者である。但し禁治産者及準禁治産者並びに懲役又は禁錮刑に処せられその執行を終り又はその執行を受ける事がない者はこの限りでない。

第七條 縣に協同農業普及事業に従事する専門技術員及び改良普及員その他必要な職員を置く。但しこれらの職員は供出割当配給取締及び検査等の行政事務を担当することはできない。

第八條 専門技術員の任務は次の通りとする。

一、専門技術員は特に知事が指定する場合の外は農業に關する試験研究機関において勤務し改良普及員に対し農業技術の普及及び農民生活の改善に關し専門的知識を与える。

二、改良普及員を援助して専門的事項又は困難な事項について指導する。

三、試験場専門学校及び大学の研究者と協力して農業

生を以て増大農業及び農民生活の改善を以て改良普及員及農家の生活の用に供するためパンフレットその他の印刷物を作成する。

第九條 改良普及員は各地区において勤務し農民に対し農業普及事業を実施するものとする。

第十條 専門技術員及び改良普及員の資格及び任用については別に定める「農業技術普及職員資格及び任用方法要綱」による。

第十一條 知事は専門技術員及び改良普及員の資格試験を行いその有資格者名簿を整備し専門技術員については縣委員会に改良普及員については地区委員会にこれを提供するものとする。

第十三條 農業技術普及職員解任は無能力又は不の確証がなければならぬ。また異動についても本人の希望があり又は承諾を得た場合によるものとする。

附 則

一、この條例は公布の日からこれを施行する。

規則

鳥取縣規則第七号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他手数料徴收規程の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

榮養士免許その他手数料徴收規程中一部改正規定

第一條中第五十一号を左のように改める

五十一 屠畜検査手数料 一頭につき 三百円

告示

鳥取縣告示第三十四号

昭和二十三年三月五日鳥取縣告示第九十五号(医薬品等配給規則第二條第一項の規定により業務上医薬品等を使用する者及び同條第二項の規定により指定配給品中厚生大臣が指定した品目を消費する者の指定(件)の一部を

次のように改正する。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「2、乳幼児」を削る。

鳥取縣告示第三十五号

昭和二十三年度兒童福祉施設保母試験の結果次の通り合格したので夫々合格証書を交付した。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市

山縣 節子 田辺よし枝 山根喜美子 浜崎 和代

大谷 庸子 桶谷登美子 沖田 和江 浜岡千代乃

岩美郡

大田 光代 米谷 敏子

八頭郡

柏木 敏子 鎌谷 きよ 林 美耶子

氣 郡

宇田川睦子 和田 光代 福市 典代

東 伯 郡

北田 久子 西本美佐子 坂田 早苗 福井 佐保

大倉 治平

西 伯 郡

金田美保子 松園 駕子

日 野 郡

古田 操子

奈 良 縣

楯岡 文子

岡 山 縣

竹内 輝子

鳥取縣告示第三十六号

兒童福祉法第三十五條第二項により兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

兒童福祉施設

種別	組織	施設の名称	施設の長	所在地	定員
助産施設	私立	喜多村産院喜多村あや	氏名	鳥取市江崎町三番地	七

鳥取縣告示第三十七号

臨時種畜検査が次のように施行されるから、種畜証明書交付申請書を提出しているものは最寄の検査場で検査を受けられたい。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時種畜検査日程

検査場所	検査日割	受検査畜の区別	出場区域
日野郡	二月四日 午前九時	牛	日野郡
根雨町	二月七日 午前九時	牛	日野郡
同	二月五日 同	牛、馬	一円
日野上村	同 八日 同	牛、馬	一円
八頭郡	同 七日 同	牛	八頭郡
船岡村	同 十日 同	牛	一円
八頭郡	同 七日 同	牛	八頭郡
高野郡	同 八日 同	牛	一円
浜村町	同 十一日 同	牛	一円

18000

00680

87200

00679

鳥取市	同	同日	同	岩美郡一円
吉方町	同	同日	同	鳥取市一円
米子市	同	同日	同	西伯郡一円
勝子郡	同	同日	同	米子市一円
西伯郡	同	同日	同	牛
余子郡	同	同日	同	牛
東伯郡	同	同日	同	牛、馬
浦安町	同	同日	同	東伯郡一円
倉吉町	同	同日	同	同

- 備考
- 一、第一次検査とは衛生検査の一部をいう
 - 二、第二次検査とは衛生検査の残部と種畜の級別判定とをいう
 - 三、馬においては第二次検査のみ行う

昭和二十四年一月二十五日印刷
昭和二十四年一月二十五日發行

鳥取縣公報

(昭和二十四年一月二十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣公報
鳥取市
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町